第92回
定時株主総会招集ご通知

開催日時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
開催場所　川崎市川崎区大川町２番１号
当社会議室（本館２階）

目　次

第92回定時株主総会招集ご通知…… 1
添付書類
事業報告…… 3
連結計算書類…… 20
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 … 23
計算書類…… 24
会計監査人の監査報告書 謄本 …… 27
監査役会の監査報告書 謄本 …… 28
株主総会参考書類
第１号議案　剰余金処分の件…… 29
第２号議案　定款一部変更の件…… 29
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件…… 35
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件… 39
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件…… 41
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件…… 43
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件…… 43
第８号議案　退任取締役に対する慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う慰労金打ち切り支給の件…… 44

三菱化工機株式会社

証券コード：6331

（証券コード　6331）
平成28年６月８日

株 主 各 位

川崎市川崎区大川町２番１号
三菱化工機株式会社
取締役社長　髙 木 紀 一

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第92回定時株主総会を下記により開催いたしますので、お繰り合わせの上、ご出席下さいますようご案内申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　　川崎市川崎区大川町２番１号
　　当社会議室（本館２階）
3. **目的事項**

報告事項
１．第92期（自平成27年４月１日至平成28年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第92期（自平成27年４月１日至平成28年３月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第８号議案　退任取締役に対する慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う慰労金打ち切り支給の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kakoki.co.jp）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

・連結計算書類の連結注記表

・計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kakoki.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事業報告 （自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日本銀行による各種政策を背景に企業収益や雇用・所得環境は改善しましたが、中国及び新興国の景気減速、テロの頻発をはじめとする地政学リスク等により海外経済の先行き不透明感が高まり、また年明けからの急速な円高の進行もあり、民間設備投資は伸び悩み、個人消費も低迷する等、景気の足踏み状態が続きました。

このような事業環境の下、当社グループは、受注の確保に注力するとともに、工事遂行及び機械製作にあたっては工程管理、コスト改善に努め、品質管理を徹底して顧客満足度の向上に努めてまいりました。また、成長分野として位置付けている水素ステーション、バイオガス、船舶環境規制対応機器等への取り組みを強化するとともに、業務効率化と諸経費の節減を推進し、業績の向上と収益体質の強化に努めてまいりました。

当連結会計年度の受注高は、エンジニアリング・単体機械両事業で増加し、427億２百万円（前年度比30.7%増）となりました。

売上高は、受注高の増加を反映し、393億円（前年度比13.1%増）となりました。

損益面では、水素をはじめとする成長分野への研究開発費等の投資の増加もありましたが、売上高の増加等もあり、営業利益は17億82百万円（前年度は16億91百万円）となりましたが、保有する外貨建て資産に対する為替差損等により経常利益は15億57百万円（同20億68百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は11億50百万円（同20億24百万円）となりました。

また、当社単体では、受注高は、343億57百万円（前年度比35.2%増）、売上高は、317億51百万円（同13.6%増）、営業利益は17億21百万円（前年度は16億95百万円）、経常利益は15億30百万円（同18億２百万円）となり、当期純利益は12億円（同16億92百万円）となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、前期と同額の１株につき５円といたしたいと存じます。

事業部門別の状況は、次のとおりです。

エンジニアリング事業部門

エンジニアリング事業では、民間向け各種プラント・装置及び官公庁向け下水処理装置の受注確保に努めました。特に、成長分野として位置付けている水素・バイオガスにつきましては、水素ステーション建設の受注拡大に注力するとともに、前年度に引き続き「下水バイオガス原料による水素創エネ技術」の実証研究を行い、また、事業強化・拡大に向けた研究開発費等の投資も行いました。海外においては東南アジア地域において、日系企業向けプラント案件の開拓に取り組みました。

受注高は、水素ステーション建設工事、国内大型プラント案件の増加に加え、海外向けプラント案件も獲得することができ、290億91百万円（前年度は202億63百万円）と前年度を43.6%上回りました。

売上高は、既受注工事の売上寄与と、受注高の増加を反映し、261億45百万円（前年度は228億12百万円）と前年度を14.6%上回りました。

単体機械事業部門

単体機械事業では、主力の三菱油清浄機の販売促進と、各種単体機械案件の掘り起こし等により、受注確保に努めてまいりました。三菱油清浄機につきましては、本年２月に累計生産台数が10万台に達しました。成長分野として位置付けている船舶環境規制対応機器につきましては、排ガス洗浄システム（ＳＯｘスクラバー）の第１号機を納入いたしました。

受注高は、主力の三菱油清浄機、各種単体機械の成約を得ることができ、136億10百万円（前年度は124億12百万円）と前年度を9.7%上回りました。

売上高は、131億55百万円（前年度は119億31百万円）と前年度を10.3%上回りました。

（企業集団の事業部門別受注・売上の状況）

部　　門	摘　　要	受注高	構成比	売上高	構成比
エンジニアリング事業	都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等	百万円 29,091 (20,263)	% 68.1 (62.0)	百万円 26,145 (22,812)	% 66.5 (65.7)
単体機械事業	油清浄機、各種分離機・沪過機、海水取水用除塵設備、撹拌機等	13,610 (12,412)	31.9 (38.0)	13,155 (11,931)	33.5 (34.3)
合　　計		42,702 (32,676)	100.0 (100.0)	39,300 (34,744)	100.0 (100.0)
（参考） 上表のうち	輸出関連	9,488 (3,764)	22.2 (11.5)	5,571 (3,318)	14.2 (9.6)

（注）1.　（　　）内は、前連結会計年度（第91期）の実績を示しております。

2.　当連結会計年度末受注残高は、228億52百万円であり、前年度末残高194億51百万円に比較して、34億１百万円の増加となっております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額４億12百万円（リース資産を含む。）であります。主なものは、油清浄機生産工場における生産設備の取得であります。

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入をもって充当しております。また、所要資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

なお、資金調達の安定化をはかるため、新たに10億円の長期借入を行っております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、景気が緩やかに回復していくことが期待されますが、新興国経済の減速や円高による景況感の悪化を背景に企業収益に陰りが見えはじめ、設備投資の先送り懸念が強まっており、また、景気の先行き不安の広がりから個人消費も低迷しており、予断を許さない状況が続くものと思われます。

このような状況の下、当社グループは、中長期的な目標を明確にし、持続的成長と企業価値の向上を図るため、平成28年度を初年度とする３ヵ年の中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画は、次世代成長分野への投資、将来への経営基盤確立を骨子としております。事業部門別の基本方針の主な内容は、次の通りです。

①エンジニアリング事業部門

エンジニアリング事業では、国内外での多くの建設工事の実績により蓄積された「エンジニアリング技術とノウハウ」を基盤として、きめ細やかにかつ迅速に顧客ニーズを把握して各種プラント・装置の受注を確保・拡大し、海外案件への取り組みも強化してまいります。手持工事の施工にあたっては納期管理を徹底し、顧客満足度の向上を図ります。また、成長分野として位置付けております水素事業につきましては、水素ステーション及び水素製造装置のシェア拡大を目指すとともに、これまで培った水素関連の知見、経験、技術、実績を活用し、さらなる新技術の確立に取り組んでまいります。同じく成長分野として位置付けておりますバイオガスにつきましては、汚泥可溶化設備・バイオガス水素製造設備への取り組みを強化してまいります。さらに、電力・ガス業界のシステム改革をはじめとするエネルギー業界の大きな変化に対応するために新組織を立ち上げ、エネルギー事業全般に係る新技術の確立、新規案件の開拓にも取り組んでまいります。

②単体機械事業部門

単体機械事業では、製造業として築いてきた「モノづくりに根ざした確かな技術と徹底した品質管理」を基盤として、各種機械の受注の確保・拡大を図ってまいります。主力製品である三菱油清浄機につきましては、国内外ともに船舶用途での一層のシェア拡大を目指すとともに、ケミカル、食品、電子材料等の分野への展開にも取り組んでまいります。船舶環境規制対応機器につきましては、今後の規制及び市場動向に的確に対応し、販売促進を図ってまいります。各種単体機械につきましては、提案型の営業活動を通じて顧客ニーズを掘り起こし、受注の確保・拡大を目指してまいります。中でも、既存製品である海水取水用除塵設備のさらなる拡販、新製品・新技術として今後成長が期待される電子材料分野等向け精密沪過機の開発等に注力してまいります。

全社的には、引き続き業務効率化、間接コストの改善、財務体質の強化を図るとともに、人材育成、技術・技能の管理・伝承による技術力の維持・向上の推進、成長分野への積極的な開発投資による新製品・新技術開発の加速等により、企業としての競争力をさらに強化してまいります。

また、設備建設と機械製作を行う企業集団として、安全の確保に、より一層注力してまいります。併せて、社会的に信頼される企業集団を目指して、引き続き法令遵守の徹底と、会社法及び金融商品取引法に対応した内部統制システムの適切な運用に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスにつきましても一層の充実を図ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成24年度 第89期	平成25年度 第90期	平成26年度 第91期	平成27年度 第92期 (当連結会計年度)
受　　注　　高（百万円）	30,233	36,063	32,676	42,702
売　　上　　高（百万円）	46,745	35,472	34,744	39,300
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	△987	△3,718	2,024	1,150
1株当たり当期純利益（円）	△12.49	△47.04	25.60	14.55
総　　資　　産（百万円）	47,736	41,411	45,225	41,211
純　　資　　産（百万円）	19,211	13,545	16,757	15,813

（注）1. 平成24年度（第89期）は、景気は全体としては停滞感を残したまま推移する中、受注高は、前年度を20.2%下回りましたが、売上高は、前年度受注分が売上に寄与し、前年度を31.6%上回りました。しかし、損益面においては、一部現地工事費の高騰に加え、国内外の一部大型工事において工事採算の大幅な悪化が発生したこと等もあり、売上原価率が上昇し、営業損益は11億90百万円の損失、経常損益は８億円の損失、当期純損益は９億87百万円の損失となり、前年度に引き続き損失計上となりました。

2. 平成25年度（第90期）は、景気の緩やかな回復基調が広がる中、受注高は、前年度を19.3%上回りましたが、売上高は、既受注の大型工事の売上寄与が前年度でほぼ終了したことに加え、前年度の受注高の減少を反映し、前年度を24.1%下回りました。損益面では、売上高の減少による売上総利益の減少に加え、既受注の海外プラントの一部大型工事においてコスト改善ができず、工事採算のさらなる悪化を発生させたことにより、営業損益は18億13百万円の損失、経常損益は17億56百万円の損失となりました。また、特別退職金及び減損損失を特別損失として計上したことに加え、当期及び今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性につきまして慎重に検討しました結果、繰延税金資産の一部を取り崩して法人税等調整額に計上しましたため、当期純損益は37億18百万円の損失となり、前年度に引き続き損失計上となりました。

3. 平成26年度（第91期）は、景気の緩やかな回復基調が続く中、受注高は、前年度を9.4%下回り、売上高も、受注の伸び悩みを反映し前年度を2.1%下回りました。損益面では、売上高は減少しましたが、各種コスト改善及び固定費の削減に取り組みました結果、営業利益は16億91百万円と大幅に改善し、また、保有する外貨建て資産に対する為替差益により経常利益は20億68百万円となり、当期純利益は20億24百万円を計上することができました。

4. 当平成27年度（第92期）の事業の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

5. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(5) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
化工機プラント環境エンジ株式会社	百万円 100	% 100	各種プラント・環境装置の設計、建設、アフターサービス、メンテナンス、維持管理、環境測定
株式会社菱化製作所	百万円 60	100	機器製作・据付及び配管その他工事
化工機商事株式会社	百万円 50	100	各種機械販売、建材薬剤販売、厚生サービス、保険、人材派遣
MKK Asia Co.,Ltd.	百万バーツ 15	49	東南アジア地域におけるプラント設備の設計、機材調達、建設、メンテナンス、改造工事

(6) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は次のとおりです。

①エンジニアリング事業部門

都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等のエンジニアリング及び建設をいたしております。

②単体機械事業部門

油清浄機、各種分離機・沪過機、海水取水用除塵設備、撹拌機等の単体機械の設計・製作・据付・販売をいたしております。

(7) 主要な営業所及び工場

会社名	所在地
三菱化工機株式会社	本社・川崎製作所（川崎市川崎区大川町2番1号） 本社営業事務所（川崎市川崎区宮前町1番2号） 支社（大阪市中央区） 支店（名古屋市中村区、沖縄県那覇市） 工場（三重県四日市市、茨城県神栖市） 海外営業所（マレーシア） 海外駐在員事務所（台湾）
化工機プラント環境エンジ株式会社	本社（川崎市川崎区大川町2番1号） 支店（大阪市中央区、福岡市東区） 営業所（横浜市旭区） 事業所（東京都葛飾区他11ヶ所）
株式会社菱化製作所	本社・工場（北九州市八幡西区洞北町4番1号） 営業所（東京都千代田区）
化工機商事株式会社	本社（川崎市川崎区大川町2番1号） 工場（茨城県神栖市）
MKK Asia Co.,Ltd.	本社（タイ）

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
エンジニアリング事業	443名	5名増
単体機械事業	284	±0
全社（共通）	106	7 減
合計	833	2 減

（注）全社（共通）として記載されている従業員数は、エンジニアリング事業及び単体機械事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
484名	2名減	42.3歳	15.4年

（注）出向者、休職者及び嘱託　合計77名は含みません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000 百万円
明治安田生命保険相互会社	500
三菱UFJ信託銀行株式会社	300

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　160,000,000株
(2) 発行済株式の総数　79,139,500株
(3) 株主数　10,029名（前期末比1,120名減）
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
三菱重工業株式会社	4,882 千株	6.18 %
明治安田生命保険相互会社	4,165	5.27
三菱商事株式会社	4,079	5.16
三菱化工機取引先持株会	2,408	3.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,359	2.98
東京海上日動火災保険株式会社	1,923	2.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,906	2.41
株式会社横浜銀行	1,250	1.58
JXホールディングス株式会社	1,219	1.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,205	1.52

（注）持株比率は自己株式（80,007株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	髙木　紀一	プラント事業本部担当
取締役	髙橋　泰	管理本部担当
取締役	新下　正彦	企画本部長
取締役	宮崎　敏男	機械事業本部担当
取締役	伏本　浩	環境事業本部担当
取締役	加藤　博樹	三菱重工業株式会社執行役員機械・設備システムドメイン副ドメイン長
常勤監査役	加藤　豊	
監査役	舩山　卓三	公認会計士　税理士 ソーラー発電ネットワーク株式会社代表取締役
監査役	吉川　知宏	弁護士

（注）1. 取締役のうち加藤博樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち舩山卓三、吉川知宏の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役舩山卓三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役のうち新下正彦、伏本　浩、加藤博樹の各氏は、平成27年６月26日開催の第91回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 監査役　加藤　豊、舩山卓三、吉川知宏の各氏は、平成27年６月26日開催の第91回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
6. 当社は、加藤博樹、舩山卓三、吉川知宏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（ご参考）当社は執行役員制度を導入いたしております。本年３月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	田中利一	管理本部長兼総務人事部長
執行役員	町田憲司	プラント事業本部長
執行役員	横田克也	プラント事業本部プラント営業部長
執行役員	井熊敏行	環境事業本部長
執行役員	正木惠之	大阪支社長
執行役員	中村正男	機械事業本部長

なお、平成28年４月１日付をもって執行役員の担当の変更を次のとおり行っております。

地位	氏名	担当
執行役員	田中利一	管理本部長
執行役員	町田憲司	プラント事業本部長兼プロジェクトコントロール室長
執行役員	横田克也	プラント事業本部　本部長付

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

① 退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
山中菊雄	平成27年６月26日	任期満了	代表取締役
小池伸彦	平成27年６月26日	任期満了	社外取締役 三菱重工業株式会社顧問
木曽敏浩	平成27年11月30日	辞任	社外取締役 三菱商事株式会社インフラ事業本部戦略企画室長

② 退任した監査役

氏　　名	退　任　日	退任理由	退　任　時　の　地　位
新　下　正　彦	平成27年6月26日	辞任	常勤監査役
早　野　博　史	平成27年6月26日	任期満了	常勤監査役
秋　山　正　明	平成27年6月26日	任期満了	監査役

（注）新下正彦氏は、当社監査役を辞任により退任し、同日付にて当社取締役に就任しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役 （うち社外取締役）	9名 （3）	134,057千円 （2,000）
監　査　役 （うち社外監査役）	6 （4）	29,210 （12,515）
合　計 （うち社外役員）	15 （7）	163,267 （14,515）

（注）1. 取締役の報酬等の総額は、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役6百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬等の総額は、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

3. 支給額には、以下のものも含まれております。
役員退職慰労引当金の当事業年度増加額
取締役　6名　　29,667千円
監査役　6名　　4,040千円

4. 上記のほか、平成27年6月26日開催の第91回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し109,480千円、退任監査役3名に対し16,230千円（うち退任社外監査役分7,770千円）の退職慰労金を支給しております。

5. 当事業年度に係る役員賞与につきましては、支給しないことといたしました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(5) 社外役員に関する事項（平成28年３月31日現在（木曽敏浩氏については、平成27年11月30日現在））

1) 取締役 加藤博樹

①重要な兼職先と当社との関係

当社は三菱重工業株式会社との間に製品等の販売等の取引関係があります。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

平成27年６月26日就任以後、当事業年度に開催された取締役会12回のうち９回に出席し、三菱重工業株式会社の執行役員としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

2) 取締役 木曽敏浩

①重要な兼職先と当社との関係

三菱商事株式会社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります。当社は同社との間に製品等の仕入れ及び販売等の取引関係があります。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

平成27年11月30日に辞任により退任するまで、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、三菱商事株式会社の室長としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

3) 監査役 舩山卓三

①重要な兼職先と当社との関係

当社とソーラー発電ネットワーク株式会社との間に開示すべき関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

平成27年６月26日就任以後、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会11回のうち11回に出席し、公認会計士及び税理士としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

4) 監査役 吉川知宏

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

平成27年６月26日就任以後、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会11回のうち11回に出席し、弁護士としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　62百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　63百万円

（注）1. 当社の重要な子会社のうち、MKK Asia Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

・同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの構築に関する基本方針）は、次のとおりであります。

1) 当社及び当社グループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、「当社グループ行動憲章」、「当社グループコンプライアンス行動基準」及び「コンプライアンス委員会規程」に基づき、法令・定款その他社内規則並びに社会倫理・通念を遵守し、行動する。

②社長直属で当社グループ全社を含む部門横断的に構成するコンプライアンス委員会が、当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員のコンプライアンス体制の確立・意識の維持向上のための施策を推進する。

③内部監査室は、従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規則等に適合しているかについて、当社グループ全社の業務活動の監査を行い、内部監査結果は、社長に報告の上、取締役及び監査役に周知する。

④当社及び当社グループ各社の従業員が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、直接報告することができるコンプライアンスホットライン「ヘルプライン」を設置し、内部通報を奨励すると同時に、通報者の保護を図る。

⑤当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は断固として排除する旨を「当社グループ行動憲章」に定めており、当社及び当社グループ各社の役員、従業員、その他関係者がこの行動憲章を遵守するよう徹底する。

2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、「取締役会規程」、「業務決裁基本規程」及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧することができるものとする。

3) 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当社グループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止及びその影響の最小化を図るための基本的事項並びに具体的対応策を「リスク管理規程」に取り纏めることとする。この具体策の推進は、リスク管理委員会が所管することとし、推進活動の進捗状況を適切に取締役会に報告する。

②緊急性を要する事項には、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化しトップダウンにて緊急事態に対処する。

4)　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針及び経営計画等当社の取締役及び従業員が共有する目標を定め、その達成に向けて取締役及び従業員各自が実施すべき具体的な目標を定める。

②職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役及び各部門長を構成員とする経営会議を設置し、経営に関する方針及び全社的重要事項について審議する。

③意思決定の迅速化のために、業務分掌規程及び職務権限規程等を見直し・整備し、権限責任を明確にするとともに、重要事項については経営会議における審議を踏まえて、取締役会の意思決定に資するものとする。

④取締役会は、各取締役の業務担当を定め、各取締役は自らの担当組織を監督する。

5)　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループは、コンプライアンス、リスク管理、危機管理をはじめとする内部統制方針を制定し共有する。また、各委員会等において具体策の推進を所管する。

②当社は、子会社関係の諸規程を取り纏めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構（株主総会、取締役会）が十分機能し、自己責任による自立的経営が確立できるよう子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社へ報告を求めることにより、子会社に対して適切な管理をし、支援を実施する。

③当社は、経営推進会議等を通じて、子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社取締役間の意見交換等を通じて情報の共有化に努める。

6)　監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

①当面、社内部門の兼務者が監査役の職務の補助をする。監査役から専任者の配置を求められた場合には、監査役の意向を尊重するものとする。

②監査役の職務の補助をする従業員に対しては、その人事異動、評価等について、監査役会の意見を求め、尊重するものとする。

③監査役の職務の補助をする従業員は、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、取締役及び上司等からの指揮命令は受けないものとし、監査役の指揮命令に従うものとする。

7)　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社は、監査役がいつでも経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。

②当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査役に報告する。

③当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、前項の報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

8)　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査役に対して重要な決裁書類を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制とする。

②監査役及び監査役会は、代表取締役、会計監査人等と定期的に意見交換をする会合を持ち、意見及び情報の交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の報告を求めるものとする。

③内部監査室は、監査役との情報交換を含め連携を密にする。

④監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き速やかに処理するものとする。

（内部統制システムの運用状況の概要）

①内部統制システム及びコンプライアンス全般

当社は、取締役会の補佐機能として内部統制委員会を、またその下部組織として内部統制チームを設置しております。これらの委員会・チーム及び内部監査室が、主としてコンプライアンスの観点から、当社グループ全体の内部統制システムの構築運営状況のモニタリング、個々の業務活動の適正性の調査を行うとともに、各部門・各子会社により実施されるチェックの有効性を確認しております。内部統制委員会は、原則毎月１回開催しております。

②リスク管理

当社は、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの防止及び会社損失の最小化をはかるため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、各部門・各子会社に対するリスク管理調査を定期的に実施し、リスクの分析やリスクに関する情報の一元管理を行っております。リスク管理委員会は、年に数回開催しております。

③内部監査及び財務報告に係る内部統制

内部監査室が、内部監査計画に基づき、当社各部門及び各子会社の監査を実施し、その結果を監査役及び取締役会に報告しております。

④子会社の経営管理

当社役員、部門長等が子会社の取締役又は監査役を兼務し監督を行うとともに、毎月開催している経営推進会議等を通じて、経営状況の報告を受けております。

⑤取締役の職務の執行

当社は毎月１回以上取締役会を開催しており、当事業年度は16回の取締役会を開催しました。

取締役会では、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、当社は取締役及び部門長等により構成する経営会議を毎月１回以上開催し、取締役会審議事項の事前審議及びその他重要事項についての審議・決定を行い、意思決定の迅速化と業務運営の効率化をはかっております。

⑥監査役の職務の遂行

各監査役は、監査計画に従い、社内主要会議への出席、重要書類の閲覧、各部門及び子会社の調査、代表取締役及び取締役に対する業務執行についての監査を行い、都度、監査役会において報告が行われております。また、会計監査人との定期的な協議により相互連携をはかっております。

（注）本事業報告中のご報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を、千円単位の記載金額は、千円未満を、それぞれ切捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 （平成28年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	27,080	流動負債	13,516
現金及び預金	4,734	支払手形及び買掛金	10,088
受取手形及び売掛金	17,647	短期借入金	200
製品	761	未払法人税等	243
仕掛品	1,639	前受金	1,014
材料及び貯蔵品	942	賞与引当金	606
繰延税金資産	310	役員賞与引当金	16
その他	1,045	工事補償引当金	137
貸倒引当金	△0	受注工事損失引当金	19
固定資産	14,131	その他	1,190
有形固定資産	4,822	固定負債	11,880
建物及び構築物	2,919	長期借入金	2,600
機械装置及び運搬具	523	役員退職慰労引当金	111
土地	1,124	ＰＣＢ処理引当金	17
その他	254	退職給付に係る負債	7,947
無形固定資産	350	繰延税金負債	1,044
投資その他の資産	8,958	その他	161
投資有価証券	8,763	負債合計	25,397
繰延税金資産	86	（純資産の部）	
その他	114	株主資本	15,570
貸倒引当金	△6	資本金	3,956
		資本剰余金	4,202
		利益剰余金	7,429
		自己株式	△18
		その他の包括利益累計額	242
		その他有価証券評価差額金	2,878
		繰延ヘッジ損益	13
		為替換算調整勘定	△126
		退職給付に係る調整累計額	△2,522
		純資産合計	15,813
資産合計	41,211	負債及び純資産合計	41,211

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 （自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		39,300
売上原価		32,268
売上総利益		7,032
販売費及び一般管理費		5,250
営業利益		1,782
営業外収益		
受取利息及び配当金	241	
雑収益	15	257
営業外費用		
支払利息	50	
為替差損	362	
雑損失	68	481
経常利益		1,557
税金等調整前当期純利益		1,557
法人税、住民税及び事業税	312	
法人税等調整額	94	407
当期純利益		1,150
非支配株主に帰属する当期純利益		―
親会社株主に帰属する当期純利益		1,150

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 （自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,956	4,202	6,673	△17	14,815
当期変動額					
剰余金の配当			△395		△395
親会社株主に帰属する当期純利益			1,150		1,150
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	755	△0	754
当期末残高	3,956	4,202	7,429	△18	15,570

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,009	－	△303	△1,763	1,941	16,757
当期変動額						
剰余金の配当					－	△395
親会社株主に帰属する当期純利益					－	1,150
自己株式の取得					－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,130	13	176	△758	△1,698	△1,698
当期変動額合計	△1,130	13	176	△758	△1,698	△944
当期末残高	2,878	13	△126	△2,522	242	15,813

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

三菱化工機株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢田堀　浩　明　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　阿　部　正　典　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱化工機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱化工機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表 （平成28年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	22,690	流動負債	11,066
現金及び預金	3,633	支払手形	1,035
受取手形	1,671	買掛金	7,057
売掛金	13,427	短期借入金	200
製品	761	未払金	786
仕掛品	1,307	未払費用	161
材料及び貯蔵品	849	未払法人税等	183
前渡金	60	前受金	951
前払費用	55	賞与引当金	491
繰延税金資産	243	工事補償引当金	135
その他	681	受注工事損失引当金	7
固定資産	14,011	その他	56
有形固定資産	4,702	固定負債	8,929
建物	2,697	長期借入金	2,600
構築物	184	役員退職慰労引当金	47
機械及び設備	479	ＰＣＢ処理引当金	17
車両及び運搬具	0	退職給付引当金	5,080
工具及び器具備品	150	繰延税金負債	1,034
土地	1,124	資産除去債務	119
リース資産	40	その他	30
建設仮勘定	26	負債合計	19,996
無形固定資産	305	（純資産の部）	
技術使用権その他	305	株主資本	13,864
投資その他の資産	9,003	資本金	3,956
投資有価証券	8,290	資本剰余金	4,202
関係会社株式	328	資本準備金	4,202
関係会社出資金	159	利益剰余金	5,723
長期貸付金	10	利益準備金	840
関係会社長期貸付金	1,268	その他利益剰余金	4,882
その他	54	研究開発基金	500
貸倒引当金	△1,106	別途積立金	2,049
		繰越利益剰余金	2,333
		自己株式	△18
		評価・換算差額等	2,841
		その他有価証券評価差額金	2,827
		繰延ヘッジ損益	13
		純資産合計	16,705
資産合計	36,702	負債及び純資産合計	36,702

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 （自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		31,751
売上原価		25,872
売上総利益		5,878
販売費及び一般管理費		4,157
営業利益		1,721
営業外収益		
受取利息及び配当金	296	
雑収益	12	308
営業外費用		
支払利息	50	
為替差損	200	
貸倒引当金繰入額	181	
雑損失	67	499
経常利益		1,530
税引前当期純利益		1,530
法人税、住民税及び事業税	249	
法人税等調整額	80	330
当期純利益		1,200

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 （自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				研究開発基金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,956	4,202	840	500	2,049	1,528	4,918	△17	13,060
当期変動額									
剰余金の配当						△395	△395		△395
当期純利益						1,200	1,200		1,200
自己株式の取得							－	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	805	805	△0	804
当期末残高	3,956	4,202	840	500	2,049	2,333	5,723	△18	13,864

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,949	－	3,949	17,009
当期変動額				
剰余金の配当				△395
当期純利益				1,200
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,121	13	△1,107	△1,107
当期変動額合計	△1,121	13	△1,107	△303
当期末残高	2,827	13	2,841	16,705

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

三菱化工機株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢田堀　浩　明　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　阿　部　正　典　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱化工機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

三菱化工機株式会社　監査役会

常勤監査役　加 藤　　豊　㊞

社外監査役　舩 山 卓 三　㊞

社外監査役　吉 川 知 宏　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主各位に対する利益還元を最重要政策としており、そのために長期にわたる安定的な経営基盤と内部留保の充実をはかりつつ、成果の配分を行うことを配当政策の基本としております。

当期の期末配当は、当期の業績、今後の事業環境及び財務体質等を勘案し、１株につき５円とさせていただきたく存じます。

(1) 期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は395,297,465円となります。

③剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分であります。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（商号）	（商号）
第１条　　（条文省略）	第１条　　（現行どおり）
〳	〳
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第３条　　（条文省略）	第３条　　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　本会社は株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。	第４条　本会社は株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。
１．取締役会	１．取締役会
２．監査役	２．監査等委員会
３．監査役会	（削　　除）
４．会計監査人	３．会計監査人
（公告方法）	（公告方法）
第５条　　（条文省略）	第５条　　（現行どおり）
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第６条　　（条文省略）	第６条　　（現行どおり）
〳	〳
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第11条　　（条文省略）	第11条　　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集の時期等）	（招集の時期等）
第12条　　（条文省略）	第12条　　（現行どおり）
〳	〳
（議決権の代理行使）	（議決権の代理行使）
第17条　　（条文省略）	第17条　　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第18条　本会社の取締役は10名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。 本会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。
（新　　設）	
（取締役の選任） 第19条　取締役は株主総会において選任する。	（取締役の選任） 第19条　取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
（第２項及び第３項　条文省略）	（第２項及び第３項　現行どおり）
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　　設）	補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
（第２項　条文省略） 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。	（第２項　現行どおり） 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の招集） 第22条　　（第１項及び第２項　条文省略） 取締役会の招集通知は期日の少くとも３日前に各取締役及び各監査役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。 （取締役会の決議の省略） 第23条　　（条文省略）	（取締役会の招集） 第22条　　（第１項及び第２項　現行どおり） 取締役会の招集通知は期日の少くとも３日前に各取締役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。 （取締役会の決議の省略） 第23条　　（現行どおり）
（新　　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　本会社は会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役の責任免除） 第24条　　（条文省略）	（取締役の責任免除） 第25条　　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	（削　　除）
（監査役の員数） 第25条　本会社の監査役は４名以内とする。	（削　　除）
（監査役の選任） 第26条　監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の任期） 第27条　監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。	（削　　除）
（常勤監査役） 第28条　監査役会はその決議によって常勤監査役を選定する。	（削　　除）
（監査役会の招集） 第29条　監査役会の招集通知は期日の少くとも3日前に各監査役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。	（削　　除）
（監査役の責任免除） 第30条　本会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 本会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	第５章　監査等委員会
（新　　設）	（監査等委員会の招集） 第26条　監査等委員会の招集通知は期日の少くとも３日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。
（新　　設）	（常勤の監査等委員） 第27条　監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
（会計監査人の選任） 第31条　（条文省略）	（会計監査人の選任） 第28条　（現行どおり）
（会計監査人の任期） 第32条　（条文省略）	（会計監査人の任期） 第29条　（現行どおり）
第７章　計　　算	第７章　計　　算
（事業年度） 第33条　（条文省略） 〵 （除斥期間） 第36条　（条文省略）	（事業年度） 第30条　（現行どおり） 〵 （除斥期間） 第33条　（現行どおり）
（新　　設）	附　　則
（新　　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　本会社は会社法第426条第１項の規定により、平成28年６月開催の第92回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
（新　　設）	（監査役の責任限定契約に関する経過措置） 第２条　平成28年６月開催の第92回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は、第２号議案（定款一部変更の件）の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、当社取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役木曽敏浩氏は、平成27年11月30日をもって辞任により退任されました。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案（定款一部変更の件）における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	髙木紀一（たかぎ　としかず） （昭和29年２月25日生）	昭和55年４月　当社入社 平成22年７月　MKK Asia Co.,Ltd.代表取締役社長 平成25年４月　当社執行役員プラント事業本部技術統括兼プラントプロジェクト部長 平成26年１月　当社執行役員プラント事業本部長 平成26年６月　当社取締役プラント事業本部長 平成27年４月　当社取締役社長（プラント事業本部担当）（現在に至る）	8,000株
	【取締役候補者とした理由】 髙木紀一氏は、プラント事業の技術部門に長く携わり、海外子会社の社長を経て、平成25年４月から執行役員、平成26年６月から取締役、平成27年４月から取締役社長を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>新下（しんした）　正彦（まさひこ）
（昭和26年６月24日生）</td><td>昭和50年４月　（株）三菱銀行入行
平成13年４月　（株）三菱東京フィナンシャル・グループ総合管理部長
平成15年７月　（株）東京三菱銀行法務・コンプライアンス室長
平成17年３月　同行退職
平成17年３月　アコム（株）保証事業部長
平成17年４月　同社執行役員
平成20年６月　同社常務取締役・常務執行役員
平成24年６月　当社常勤監査役
平成27年６月　当社取締役企画本部長
（現在に至る）</td><td>5,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
新下正彦氏は、金融機関における長年の勤務経験に基づく豊富な知識・経験を有し、平成24年６月から常勤監査役として当社の監査に携わり、平成27年６月からは取締役を務めております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>伏本（ふしもと）　浩（ひろし）
（昭和26年12月28日生）</td><td>昭和50年４月　当社入社
平成15年４月　当社資材部長
平成22年４月　当社執行役員営業本部長
平成24年４月　当社執行役員大阪支社長
平成26年４月　当社執行役員環境事業本部長兼大阪支社長
平成27年４月　当社執行役員社長付
平成27年６月　当社取締役（環境事業本部担当）
（現在に至る）</td><td>6,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
伏本　浩氏は、主に調達部門及び営業部門に長く携わり、平成22年４月から執行役員、平成27年６月から取締役を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</td></tr>
</table>

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	中村正男 (なかむらまさお) (昭和30年1月14日生)	昭和50年4月　当社入社 平成24年4月　当社産業機械営業部長 平成27年4月　当社執行役員機械事業本部長 (現在に至る)	5,000株
	【取締役候補者とした理由】 中村正男氏は、主に単体機械事業の営業部門に長く携わり、平成27年4月から執行役員を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		
5	田中利一 (たなかとしかず) (昭和34年4月15日生)	昭和60年4月　当社入社 平成22年4月　当社事務部長 平成24年4月　当社総務部長 平成27年4月　当社執行役員管理本部長兼総務人事部長 平成28年4月　当社執行役員管理本部長 (現在に至る)	12,000株
	【取締役候補者とした理由】 田中利一氏は、主に総務部門に長く携わり、平成27年4月から執行役員を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	加藤博樹 (昭和30年12月24日生)	昭和54年４月　三菱重工業（株）入社 平成18年４月　同社広島製作所資材部長 平成19年４月　同社広島製作所総務部長 平成21年１月　同社広島製作所副所長 平成21年10月　同社機械事業部副事業部長 平成22年４月　同社資材部長 平成23年４月　同社調達部長 平成25年４月　同社調達総括部調達部長 平成26年４月　同社交通・輸送ドメイン副ドメイン長兼交通・輸送調達部長 平成27年４月　同社執行役員機械・設備システムドメイン副ドメイン長 （現在に至る） 平成27年６月　当社取締役 （現在に至る）	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 加藤博樹氏は、三菱重工業株式会社の執行役員機械・設備システムドメイン副ドメイン長であり、その豊富な知識・経験に基づき、当社の経営に関する助言・監督等を行っております。 今後も、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけるものと判断いたしました。		
7	渡邊　剛 (昭和38年７月18日生)	昭和62年４月　三菱商事（株）入社 平成22年１月　千代田化工建設（株）出向 （平成25年１月まで） 平成25年１月　三菱商事（株）エンジニアリング事業部総括マネージャー 平成25年４月　同社天然ガス事業本部グローバルガス事業部　部長補佐兼同本部付液化事業室長 平成26年10月　同社インフラ事業本部エンジニアリング事業部　部長代行 平成27年４月　同社インフラ事業本部エンジニアリング事業部長 （現在に至る）	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 渡邊　剛氏は、三菱商事株式会社のインフラ事業本部エンジニアリング事業部長であり、その豊富な知識・経験に基づき当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけるものと判断いたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．加藤博樹氏及び渡邊　剛氏は社外取締役候補者であります。
３．渡邊　剛氏は当社の特定関係事業者（主要な取引先）である三菱商事株式会社のインフラ事業本部エンジニアリング事業部長であり、当社は同社との間に製品等の仕入れ及び販売等の取引関係があります。
４．加藤博樹氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
５．当社と加藤博樹氏との間では、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。
また、渡邊　剛氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社と同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案（定款一部変更の件）の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案（定款一部変更の件）における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	加藤（かとう）　豊（ゆたか） （昭和25年３月18日生）	昭和48年４月　当社入社 平成22年４月　当社国内プラント営業部長 平成23年４月　当社営業本部副本部長兼国内プラント営業部長 平成24年４月　当社事業企画室長 平成25年４月　当社執行役員新事業本部長 平成27年４月　当社執行役員社長付 平成27年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）	10,000株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 加藤　豊氏は、主にプラント事業及び新事業部門に長く携わり、平成25年４月から執行役員を務める等当社グループの事業についての豊富な経験を有しており、平成27年６月には当社常勤監査役に就任し当社の監査に携わっております。上記の経験に鑑みて、当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>舩山（ふなやま）　卓三（たくぞう）
（昭和24年４月15日生）</td><td>昭和49年11月　監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所
昭和59年８月　公認会計士登録
平成14年５月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員（シニアパートナー）
平成22年６月　新日本有限責任監査法人シニアパートナー退任
平成22年７月　舩山公認会計士事務所開業
（現在に至る）
平成23年６月　税理士登録
平成24年６月　当社補欠監査役
平成25年５月　ソーラー発電ネットワーク（株）設立
同社代表取締役
（現在に至る）
平成27年６月　当社監査役
（現在に至る）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】
舩山卓三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査法人において会計監査業務に長年携わっており、平成27年６月には当社社外監査役に就任し、財務及び会計に関する豊富な知見に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただいております。上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>吉川（きっかわ）　知宏（ともひろ）
（昭和40年10月５日生）</td><td>平成５年４月　弁護士登録　北・木村法律事務所入所
平成10年４月　吉川法律事務所開設
（現在に至る）
平成27年６月　当社監査役
（現在に至る）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】
吉川知宏氏は、弁護士としての長年の経験と専門知識を有しており、平成27年６月には当社社外監査役に就任し、法律知識に基づいた豊富な知見に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただいております。上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．舩山卓三氏及び吉川知宏氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は、監査等委員である取締役各氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

当社は、第２号議案（定款一部変更の件）の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであり、早野博史氏は社外取締役の要件を満たしておりませんので監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）が欠けた場合の補欠としての候補者、宇佐美豊氏は監査等委員である社外取締役が欠けた場合の補欠としての候補者であります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案（定款一部変更の件）における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	早野博史（はやの ひろし） （昭和25年２月25日生）	昭和48年４月　当社入社 平成14年４月　当社装置設計部長 平成16年２月　当社技術企画管理部長 平成17年４月　当社安全品質環境保証部長 平成19年４月　当社環境システムプロジェクト室長 平成22年４月　当社管理本部副本部長 平成23年６月　当社常勤監査役 平成27年６月　当社監査役退任 平成27年６月　当社補欠監査役 （現在に至る）	9,000株
	【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】 早野博史氏は、主にプラント事業及び環境事業の技術部門に長く携わり、平成23年６月から平成27年６月まで当社常勤監査役を務めました。上記の経験に鑑みて、当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	宇佐美（うさみ）　豊（ゆたか） (昭和33年４月28日生)	昭和59年10月　監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和63年８月　公認会計士登録 平成17年５月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員（シニアパートナー） 平成18年10月　同法人代表社員辞任 平成18年11月　マネジメント・パワー・エクスチェンジ（株）代表取締役社長 （現在に至る） 平成19年１月　宇佐美公認会計士事務所開設 （現在に至る） 平成22年６月　税理士登録　宇佐美税理士事務所開設 （現在に至る） 平成23年９月　西川計測（株）社外監査役 平成27年６月　東芝機械（株）社外監査役 （現在に至る） 平成27年６月　当社補欠監査役 （現在に至る） 平成27年９月　西川計測（株）社外取締役（監査等委員） （現在に至る）	0株
	【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 宇佐美　豊氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査法人において会計監査業務に長年携わり、平成27年６月に当社の補欠監査役に選任されており、財務及び会計に関する豊富な知見に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．宇佐美　豊氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．当社は、第４号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役各氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結する予定であり、早野博史氏または宇佐美　豊氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同様の契約を締結する予定であります。

第 6 号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の総額は、平成19年 6 月28日開催の第83回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役は年額 6 百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）とご承認いただき現在に至っておりますが、第 2 号議案（定款一部変更の件）の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第 1 項及び第 2 項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）と定めることとさせていただき、その範囲内において月例報酬と賞与を支給することといたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は 6 名（うち社外取締役 1 名）でありますが、第 2 号議案及び第 3 号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 7 名（うち社外取締役 2 名）となります。

なお、本議案は、第 2 号議案（定款一部変更の件）における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第 7 号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第 2 号議案（定款一部変更の件）の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第 1 項及び第 2 項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の総額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額80百万円以内と定めることとさせていただき、その範囲内において月例報酬と賞与を支給することといたしたいと存じます。

第 2 号議案及び第 4 号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は 3 名となります。

なお、本議案は、第 2 号議案（定款一部変更の件）における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　退任取締役に対する慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う慰労金打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任される髙橋　泰及び宮崎敏男の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準及び従来の慣例に従い、相当額の慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
髙橋　泰（たかはし　やすし）	平成25年６月　当社取締役 （現在に至る）
宮崎　敏男（みやざき　としお）	平成24年６月　当社取締役 （現在に至る）

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成28年４月28日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。第３号議案が承認可決された場合に重任される取締役　髙木紀一、新下正彦、伏本　浩の３氏並びに第４号議案が承認可決された場合に監査等委員である取締役に就任する在任中の監査役　加藤　豊、舩山卓三、吉川知宏の３氏に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する慰労金を、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において打ち切り支給することとし、その具体的な金額、方法等は、取締役分については取締役会に、監査役分については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

なお、支給する時期は、各取締役及び各監査役が当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役を退任した時といたします。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
髙木　紀一（たかぎ　としかず）	平成26年６月　当社取締役 平成27年４月　当社取締役社長 （現在に至る）
新下　正彦（しんした　まさひこ）	平成27年６月　当社取締役 （現在に至る）
伏本　浩（ふしもと　ひろし）	平成27年６月　当社取締役 （現在に至る）
加藤　豊（かとう　ゆたか）	平成27年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）

氏　　名	略　　歴
ふな　やま　たく　ぞう 舩　山　卓　三	平成27年６月　当社監査役 （現在に至る）
きっ　かわ　とも　ひろ 吉　川　知　宏	平成27年６月　当社監査役 （現在に至る）

なお、本議案は、第２号議案（定款一部変更の件）における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

メモ欄

株主総会会場ご案内図

〒210-8560 川崎市川崎区大川町２番１号
当社会議室(本館２階)
電話 044-333-5354

交通機関

●バスをご利用の場合　川崎鶴見臨港バス　日清製粉前 下車　徒歩３分
JR川崎駅東口　バス停10番のりばより「日清製粉」行をご利用下さい。
なお、バスのりばは、川崎駅前南交差点の京浜急行線高架下となっておりますのでご注意願います。

●電車をご利用の場合　最寄駅　JR鶴見線 武蔵白石駅 下車　徒歩15分
なお、JR大川駅発着の電車は、朝夕のみにつき、ご利用にはなれませんのでご注意願います。

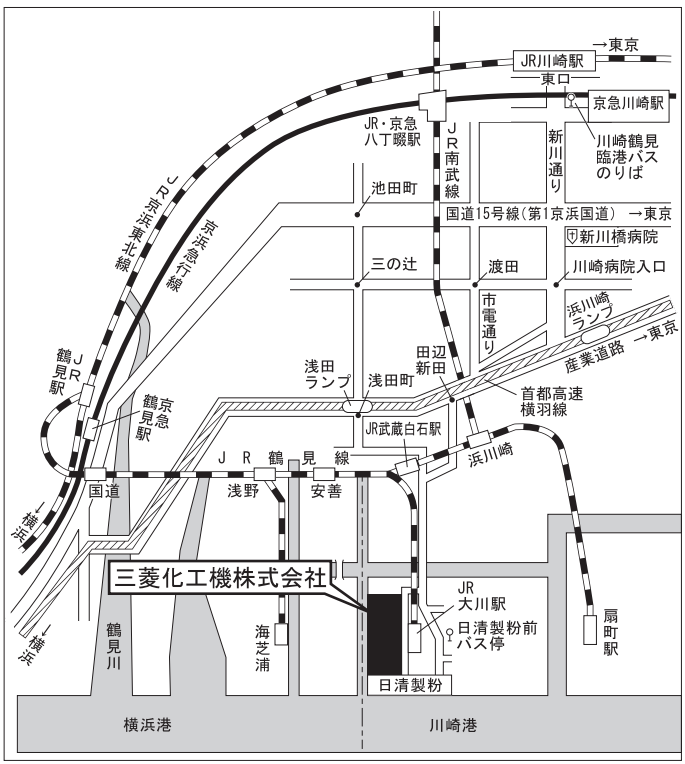

※首都高速横羽線の浜川崎ランプは、東京方面よりの出口専用ランプ、浅田ランプは、横浜方面よりの出口専用ランプです。